

# 委託検査契約書

委託者 (以下「甲」という。) と独立行政法人国立病院機構浜田医療センター (以下「乙」という。) は、骨塩定量検査の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

## (概要)

第1条 本委託契約の内容は、次によるものとする。

- 一 甲は、検査の実施について乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。
- 二 甲は、委託検査を依頼するときは、乙の地域医療連携室に患者の氏名・性別・生年月日・実施希望日時等を文書により依頼する。
- 三 乙は、前項の依頼を受けたときは、日程の調整を図り、甲にその結果を連絡する。  
甲の希望の日時に調整できないときは、甲と相談の上調整をする。
- 四 甲は、調整の結果を患者に伝え、併せて実施上の注意などを患者に説明する。
- 五 乙は、当該患者が予約の日時に来院したときは、依頼に基づき検査を行い、その検査結果を速やかに甲に報告する。
- 六 当該患者が予約の日時に来院しないときは、乙はその事を甲に報告する。

## (委託検査の種類・料金)

第2条 乙が受託する検査の種類及び料金は下記のとおりとする。

請求内容	料 金
骨塩定量検査 DEXA法	契約期間に有効な医科診療報酬点数表に定める診療点数に1点10円の割合で得られた金額
CD作成料	1枚に付1,000円
消費税	消費税法及び地方消費税法に定める率を掛けた額

## (契約期間)

第3条 この契約に係る契約期間は 年 月 日から 年3月31日までとする。

2 本契約期間満了の1月前までの期間に、甲乙いずれかからの申出がない場合、契約期間を契約満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

## (検査結果の疑義)

第4条 甲が受け取った検査結果について疑義が生じたときは、下記により処理するものとする。

- 一 甲は、検査結果受領後7日以内に、乙に対し疑義の内容について書面により通知する。
- 二 乙は、前項による通知を受けたときは、甲と協議の上、必要な措置を執ることとする。

(契約の解除)

第5条 甲又は乙は、次のことに該当するときは、契約を解除することが出来る。

- 一 甲又は乙が本契約に違反したとき
- 二 乙において本契約を継続することが困難な事情が発生したとき
- 三 本契約に関連する法律等の改定により、本契約が継続できなくなったとき

(検査実施時の事故責任)

第6条 検査実施中に発生した不慮の事故に関しては、乙の責任において対処するものとする。

(委託料の請求及び支払)

第7条 乙は、本契約の履行により発生した委託料金を1ヶ月毎に取り纏め、翌月15日までに甲に対し請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求書を受理したときは、その翌月の末日までに乙に振込により支払いするものとする。なお、振込手数料は甲が負担するものとする。

(個人情報)

第8条 乙は、本契約の履行のために知り得た患者の個人情報について、本契約の履行以外の目的のために使用してはならない。もし、乙により患者の個人情報が漏洩した場合は、乙がその責を負う。

(協議)

第9条 本契約に関し疑義が生じたとき、又は本契約に定めがない事項が生じたときは、甲・乙双方協議の上解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名・押印の上、各々1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 住所

名称

氏名

乙 住所 島根県浜田市浅井町777番12

名称 独立行政法人国立病院機構浜田医療センター

氏名 院長